

## 入札参加資格停止措置の概要

### 1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所在地
1	中外テクノス株式会社	広島県広島市西区横川新町9-12

### 2 入札参加資格停止措置期間 令和4年10月19日から令和5年4月18日まで(6カ月間)

### 3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

### 4 事実概要

中外テクノス株式会社は、広島県広島市発注の特定コンピュータ機器の一般競争入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

### 5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程(以下「契約規程」という。)第75条第1項別表第4第5項「独占禁止法違反行為(一般工事等)」に該当する。

#### 「契約規程」

措置要件	期間
別表第4第5項 イ 「業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号及びアに掲げる場合を除く。)」	当該認定をした日から6カ月以上12カ月以内